

札幌市旭山公園通地区センター 指定管理者募集要項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）に基づき、公の施設である札幌市旭山公園通地区センターの管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

記

1 施設の概要（管理物件）

建物の中には、札幌市旭山公園通地区センター、幌西地区福祉のまち推進センターが入ります。

施 設 の 名 称	旭山公園通地区センター
施設の所在地	札幌市中央区南 9 条西 18 丁目 1 番 32 号
施設の設置目的	地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及促進を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
建 物 の 構 造 等	開設年月日：平成 15 年 3 月 19 日 構造・規模：鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造 地上 2 階建 専有部分内訳 1 階 1,067.66 m² 2 階 258.21 m² 敷地面積：2,462.94 m² 延床面積（専有部分）：1,325.87 m² 主要施設：ホール（300 人収容）、集会室（2 室）、和室（2 室）、調理等実習室（1 室）、図書室（1 室） 駐車場：18 台収容（幌西地区福祉のまち推進センターと共用） 札幌市旭山公園通地区センター内にある他の施設（組織） ・幌西地区福祉のまち推進センター（19.12 m²） 建設費：404,000 千円 施設平面図：別添のとおり（資料 1）
特記事項	・収容避難場所（地域避難所）に指定。 ・選定後、改修工事・大規模修繕等が行われる場合は、別途協議を行う。 ・選定後、改修工事・大規模修繕等が行われる場合は、別途協議を行う。

2 申込資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者

オ 札幌市競争入札参加停止等措置要綱（平成 14 年 4 月財務局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者

カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く。）

キ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

ク 札幌市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ケ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（地方税法第 59 条又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている者を除く）

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）

サ 札幌市中央区民センター等指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体

(3) 札幌市内に、通常行われる施設の管理運営業務に関して、意思決定を有する機関（営業所、事務所等）があること（法人格の無い団体の場合は、代表者の現住地が市内にあることでも可）。

(4) 旭山公園通地区センター図書室の業務を円滑に行うため、図書館司書の資格を有する職員を 1 名以上確保できること。

(5) グループによる応募

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となることはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は、各構成団体について(2)及び(3)の資格が必要となります。

エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として連帯して責任を負うものとします。また、グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意した旨を記した書面（札幌市旭山公園通地区センターコンソーシアム協定書）を、他の申込書類と併せて提出していただきます。なお、当該書面の提出が遅れる場合は、別途ご相談ください。

3 申込書類（原則、A 4 サイズで統一してください。）

(1) 申込書（様式 1）

※ グループで応募する場合、申込書（様式 1）とグループ応募構成書（様式 1－2）

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
2(1)、2(3)		法人の場合	・法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
		法人格の無い団体の場合	・団体の規約及び構成員名簿
2(2)ア及びイ		法人の場合	不要
		法人格の無い団体の場合	・代表者の身分証明書 ・代表者の「登記されていないことの証明書」
2(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ク・サ			・2(2) ウ・エ・オ・カ・キ・ク・サに該当しない旨の申立書（様式2）
2(2)ケ	札幌市税	納税義務がある場合	・納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要綱の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
	法人税、消費税及び地方消費税	納税義務がある場合	・納税証明書（未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
2(2)コ			・暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2－1）

※ グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(3) 管理業務の計画書（様式3）

別紙「札幌市旭山公園通地区センター指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）に掲げる要求水準に留意のうえ、以下の点について盛り込んだものを作成すること。なお、作成に当たっては、仕様書に掲げる要求水準に留意のうえ、様式3に示す内容を含めること。

ア 利用の公平・公正の確保について

イ 施設の効用の最大化について（管理運営方針、利用促進の方策、運営事業計画、地域連携、市内団体・企業の地域貢献等、まちづくり活動の担い手育成、地域社会の絆の強化への貢献、運営協議会設置方針、利用者の声の把握、利益の市民還元の方法）

ウ 市内の雇用安定への寄与について（市内企業等の積極的な活用、福祉施策への配慮、雇用環境の向上に向けた取組）

エ 安定した施設管理について（類似業務の実績、組織体制、職員の配置計画・採用計画・研修計画、防災・安全管理対策、環境への配慮、保守管理）

(4) 運営事業計画書（様式4）

(5) 管理に係る収支計画書（様式5）

(6) 団体の経営状況を説明する書類等

ア 前3事業年度（令和元年度～令和3年度）の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）

イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)

ウ 前3事業年度の売上高経常利益率、自己資本比率、流動比率、総資本経常利益率、売上高有利子負債比率を計算した書類(財務指標説明書 様式6。既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分。なお、提出を必要とする団体において、経理の方法等により提出が困難な場合には、その旨の申立書を提出してください。)

エ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに旭山公園通地区センターの管理業務以外の事業を開始する団体のみ)

※ グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(7) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類

イ 事業報告書又はこれに相当する書類

ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

エ 類似の事業(官公庁から委託を受けた事業等)の活動実績に関する書類

※ グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(8) 自主事業(飲食・物販・その他事業)の実施計画書

・自主事業の内容、目的、効果、徴収金額の有無、団体自己資金投入額見込み、収入見込み等を記載した計画書

・自主事業の実施に必要な設備、備品等

※ 指定管理者として、自主事業の計画がある場合に提出

・自主事業の例

○ 喫茶コーナー、売店、有料ロッカー等(いずれも設置目的に反しないもの)

※ 自主事業を計画する場合には、8-1(7)に示すとおり、大幅な利益が生じた場合の還元について提案してください。また、自主事業の経理については、仕様書(第5-1-(3))に示すとおり区分経理となります。

このため、自主事業を計画する場合には、当該還元額の見込み及び費用の配分についてそれぞれ考慮の上(5)に示す収支計画書において自主事業の収支計画についても記載してください。

(9) 提出部数、書式等

提出部数 10部(正本1部、写し9部)

※ 紙質は問いませんが、提出書類は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。様式5-1～5-5については、製本したものに加えて、電子データ(原則エクセル形式)を電子媒体(CD、DVD等)に保存し提出願います。ただし、エクセル形式により難しい場合のデータフォーマットについては、札幌市と協議を行い決定してください。なお、手書きでの作成はご遠慮ください。

4 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準(配点)に基づく総合点数方式により行います。

(1) 利用者の平等な利用が確保されること。(5点)

ア 公の施設としての利用者の平等な利用を前提として基本方針となっているか。

- イ 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか。
 - ウ 特定の利用者に有利・不利など、事業計画の内容に偏りがいないか。
- (2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(85 点)
- ア 施設の設置目的に合致した運営方針となっているか。
 - イ 施設の利用促進策が効果的な内容であり具体性があるか。
 - ウ 管理業務の計画書の全体が施設の設置目的の達成、課題の解決に対し有効に寄与するか。
 - エ 運営事業計画が有効かつ具体的であり、創意工夫や積極性がみられ、地区の特徴（自然、文化、歴史など）やニーズ（少子高齢化、環境美化など）を把握・反映した内容か。事業の実施回数は適当な範囲内か。
 - オ 地域の様々な団体との連携意欲が見られ、目標としての適切な成果を示しているか。
 - カ 市内に団体・企業の活動の本拠地があり、団体の組織に地域住民団体が含まれ、現在まで地域活動への継続した貢献実績があるか。
 - キ まちづくり活動への参加意欲の醸成や、まちづくり活動の担い手の育成の視点が、適切かつ具体的に盛り込まれているか。
 - ク 地域住民間の信頼関係の構築や、地域社会の絆の強化への貢献の視点が、適切に盛り込まれているか。
 - ケ 運営協議会設置の方針が適切かつ具体的に記載されているか。
 - コ 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か。また、苦情に対する処理方法、責任体制、市への報告など対応が適切な内容となっているか。
 - サ 利用料金から得られる利益の市民への還元方法が明示されており、有効かつ具体的な内容で住民ニーズに合致しているか。
- (3) 市内の雇用安定に寄与するものであること (30 点)
- ア 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか。
 - イ 職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に配慮がなされているか。
 - ウ 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組の内容は適切か。
 - エ 管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか。
- なお、当該項目は 15 点の配点を行うこととし、以下の評価方法により採点を行う。
- 支払賃金に関わる配点に関しては、様式 5-4 で記載した配置人数、計画時給額等に応じて以下のとおり採点する。
- $$\text{各配点} = 15 \text{ 点} \times (\text{各配置人数} / \text{合計配置人数}) \times ((\text{各計画時給額} - \text{北海道最低賃金}) / (\text{基準時給額} - \text{北海道最低賃金}))$$
- 記載項目分全てについて、各々計算し合計する。
- なお、(計画時給額－北海道最低賃金)/(基準時給額－北海道最低賃金)が 1 を超える場合は、当該部分を 1 として計算すること。

例)

	職種	雇用形態	配置人数 (人)	計画時給 (円)
A	一般事務員	正規職員	1	1,500
B	一般事務員	正規職員	1	1,200
C	受付事務員	パート	3	932
D	保育士	パート	2	920
E	清掃作業員	契約社員	3	890
合計	—	—	10	—

本市で定める基準時給額 (円)	北海道最低賃金 (円)
1,011	889

A : 採点結果 = $15 \text{ 点} \times (1 \text{ 人} / 10 \text{ 人}) \times ((1,500 - 889) \text{ 円} / (1,011 - 889) \text{ 円}) = 1.500 \text{ 点}$
 B : 採点結果 = $15 \text{ 点} \times (1 \text{ 人} / 10 \text{ 人}) \times ((1,200 - 889) \text{ 円} / (1,011 - 889) \text{ 円}) = 1.500 \text{ 点}$
 C : 採点結果 = $15 \text{ 点} \times (3 \text{ 人} / 10 \text{ 人}) \times ((932 - 889) \text{ 円} / (1,011 - 889) \text{ 円}) = 1.586 \text{ 点}$
 D : 採点結果 = $15 \text{ 点} \times (2 \text{ 人} / 10 \text{ 人}) \times ((920 - 889) \text{ 円} / (1,011 - 889) \text{ 円}) = 0.762 \text{ 点}$
 E : 採点結果 = $15 \text{ 点} \times (3 \text{ 人} / 10 \text{ 人}) \times ((890 - 889) \text{ 円} / (1,011 - 889) \text{ 円}) = 0.037 \text{ 点}$
 合計点数 = 5.39 点

※ 合計点数について、小数点第1位を四捨五入

(4) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(50 点)

ア 類似業務の実績があるか。

イ 安定した管理運営を行うことが可能な人員・指揮命令系統が整った体制となっており、責任体制と最終的な責任の所在が明確となっているか。

ウ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっており、配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か。

エ 職員を確実に確保し得る採用計画となっているか。

オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か。

カ 防災・安全管理対策が非常事態に対応し、危機管理対策として有効かつ具体的な内容となっているか。

キ 環境への配慮がなされている提案となっているか。

ク 施設の維持管理業務計画は適切か。

ケ 団体の経営状況は安定しているか。

(5) 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。(30 点)

ア 札幌市が支払うべき管理費用が基準管理費用の範囲内であるか

イ 利用料金収入見込みは適切か。

ウ 支出計画に無駄はないか。

エ 札幌市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか

当該項目は、20 点の配点を行うこととし、以下の評価方法により採点を行います。

採点結果 = 最低提案額 / 提案額 × 配点

※ 小数点第 1 位を四捨五入

5 管理の基準（札幌市旭山公園通地区センターの適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項）

(1) 開館時間及び休館日

開館時間	午前 8 時 45 分から午後 9 時まで
休 館 日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

※ 利用者からの希望がある場合には、開館時間を午後 10 時まで延長し、使用時間の超過を認めることとします。

※ 特に必要があると認めるときは、札幌市と協議のうえ変更し、又は臨時に休館日を設けることができます。（例：施設改修時等）

(2) 札幌市旭山公園通地区センターの使用の承認について

ア 施設（有料施設）の使用の承認は、札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号。以下「条例」といいます。）、札幌市区民センター条例施行規則（昭和 49 年規則第 2 号）及び札幌市区民センター等使用承認取扱要領等に定めるところにより行うこととします。

イ ロビー（無料施設）の使用の承認については、札幌市区民センター等ロビー使用基準に定めるところにより行うこととします。

(3) 使用の制限に関する事項

ア 条例第 9 条各号に定める場合には、使用を認めないこととします。

イ 条例第 10 条各号に定める場合には、使用承認等の条件を変更し、使用の停止を命じ、又は使用の承認を取り消すことができます。

ウ 条例第 10 条の 2 各号に定める場合には、札幌市旭山公園通地区センターに入館しようとする者の入館を禁じ、又は入館している者に札幌市旭山公園通地区センターの使用の停止若しくは札幌市旭山公園通地区センターからの退館を命じることができます。

(4) 札幌市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）第 46 条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、札幌市と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(5) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）第 22 条の 2 の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(6) 札幌市行政手続条例の適用について

指定管理者は札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(7) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）第 20 条の規定により、オン

ブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めることとなります。

(8) 暴排条例の適用について

指定管理者は暴排条例第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力してください。具体的な取組みについては、以下のとおりです。

ア 施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。

なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）や暴力団関係事業者などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

イ 協定に関連する契約（第三者への委託、物品調達等）について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととします。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員または暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従ってください。既に締結した契約の相手方またはこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員または暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という）における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」については、現行努力義務を課されていますが、令和3年6月に法改正されており、今後3年以内に施行されることで法的義務へと改められます。指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、法的義務を課されている国・地方公共団体等行政機関である札幌市に準じた対応を行ってください。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）を参照してください。

(10) その他

ア 管理業務を行うに当たっては、法令、条例、規則等の規定を遵守しなければなりません。

イ 管理業務を行うに当たっては、地球温暖化防止対策及び環境に配慮した取組の推進に努めてください。

ウ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、第三者への委託が適当と考えられる一部の区民講座、清掃、警備、各種設備点検業務等、管理運営業務本来の目的を損なわない業務等本市が認める業務についてはこの限りではありません。

なお、委託を行う場合は、軽微なものを除き、札幌市の承認が必要となります。

エ 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

オ 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、

障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に努めてください。

カ 第三者への委託、物品の調達にかかる支払は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 6 条に準拠するよう努めてください。

6 業務内容

指定管理者の行う業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、仕様書のとおりとします。

- (1) 統括管理業務
- (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設における運営事業の計画及び実施に関する業務
- (4) 施設の利用等に関する業務
- (5) 上記業務に付随する業務

7 利用料金等に関する事項

- (1) 利用料金制度

札幌市旭山公園通地区センターにおいては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、当該センター利用者と他のコミュニティ施設利用者との間の負担の公平性を確保するため、札幌市が条例で定める額を適用します。（確定料金制）

この他、施設における事業（講座等）への参加料、受講料等についても、指定管理者の収入となります。

- (2) 還付

指定管理者は、条例第 6 条の規定により利用料金を還付することができます。還付は、条例、規則及び札幌市区民センター等使用承認取扱要領に定めるところにより行うこととします。

※ 使用料減免要領の廃止に伴い、現在、減免の取扱いはありません。

- (3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は札幌市に引き継ぐこととします。

- (4) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

令和 5 年 10 月 1 日から、施設の利用事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、原則、指定管理者となる団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書（インボイス）の交付及び写しの保存を行うことが必要となるため、必要に応じて手続や準備を行ってください。（国税庁HP）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

8 管理運営に要する経費

- (1) 管理経費の支払について

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金その他の収入及び札幌市が支払う管理費用をもって充てるものとします。

札幌市が支払う管理費用の金額は、札幌市が適正であると認める金額の範囲内とし、支払方法については、協定に定めるところにより、分割払いとします。なお、当該支払いは、業務期

間を分割し当該各期間の業務履行確認後に行うことを原則とします（詳細は、協議により協定で定めます。）。

また、募集施設の基準となる管理費用は以下のとおりです。

（単位：千円）

年度	基準管理費（年度別、消費税及び地方消費税を含む）
令和５年度	23,574
令和６年度	23,574
令和７年度	23,574
令和８年度	23,574
令和９年度	23,574

※別紙「札幌市が支払う基準管理費（上限額）の内訳」参照

(2) 修繕・改修等

ア 管理施設の大規模な修繕、改造、増築等に係る費用については、札幌市の負担とし、日常の施設に付随する消耗品（蛍光灯等）の費用、日常の管理業務で発生する軽微な修繕等に係る費用については指定管理者の負担とします。

イ 管理施設の修繕等については、原則として、１件（合理的な理由のある工事単位）につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、札幌市の費用と責任において実施するものとし、１件につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。（なお、札幌市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。）

ウ 修繕等により生じた更新施設等は、すべて札幌市に帰属するものとします。

(3) 備品等

ア 札幌市が備え付ける備品は、仕様書（別表２）で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。また、経年劣化等による備品の更新に係る費用は札幌市が負担し、指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。

なお、指定管理者の負担により備品を補充した場合についても、その備品は札幌市に帰属するものとします。

イ 仕様書（別表２）に記載されている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。（但し、「札幌市旭山公園通地区センター図書室業務仕様書」で札幌市中央図書館が提供する物品とした消耗品を除く）※図書室がある施設

(4) 建物内に事務室等がある他の組織、団体等に係る物的管理費用の支払について

管理施設である札幌市旭山公園通地区センターのほか、当該建物内にある幌西地区福祉のま

ち推進センター等、他の組織、団体に係る光熱水費や清掃、警備等に伴う経費についても、実績をもとに指定管理費に含めて積算しているので、毎月の経費負担は指定管理者が行うこととします。

ただし、電話料金やファクス料金、インターネット通信費（プロバイダー料含む）は、それぞれの組織、団体に負担します。

(5) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とします。

イ 指定管理者の故意又は過失により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者においては、札幌市が必要と認める損害賠償責任保険に加入してください。

(6) リスク分担について

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとします。

種 類	内 容	負担者	
		札幌市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例・規則等の改正その他の制度変更による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円以上のもの（札幌市の予算の範囲内で可能なもの）（※ 物的管理導入施設）	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件10万円未満のもの（※ 物的管理導入施設）		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	札幌市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中断・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中断・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、札幌市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(7) 自主事業について

指定管理者は、自らの提案により、札幌市の承認を得た場合には、札幌市旭山公園通地区センターを利用して行う自主興行等の自主事業を実施することができます。

なお、指定管理者は、自主事業の実施により大幅な利益が発生した場合には、当該利益の一部を市への寄付、サービス向上のための設備の改善などにより市又は市民に対して還元するものとします。

このため、札幌市旭山公園通地区センターにおいて自主事業の実施を計画する場合には、利益の額の算定及び還元の方法について提案してください。

提案後、利益の額の算定及び還元方策の基本的考え方、具体的な還元時期等の詳細については協定において定めることとします。その他、自主事業を行う場合の留意事項等については、仕様書（第5－1 自主事業の実施について）を参照してください。

(8) 行政財産の目的外使用について

指定管理者が施設の設置目的の範囲外の事業を行うに当たっては、行政財産の目的外使用許可申請等が必要となり、その場合は原則として建物使用料及び加算料の納付義務が発生します。

なお、現在、札幌市旭山公園通地区センター内において、この行政財産の目的外使用の許可により、札幌市旭山公園通地区センター運営委員会、幌西地区福祉のまち推進センターに対して事務室の使用、札幌市中央区母子寡婦福祉連合会に対して自動販売機（各1台）の設置を認めています。

(9) 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。詳しくは、会社等の法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税については中央市税事務所諸税担当に、償却資産に係る固定資産税については中央市税事務所固定資産税課にお問い合わせください。

なお、国税については税務署に、道税については道税事務所にお問い合わせください。

(10) その他の事項については、別に締結する札幌市旭山公園通地区センター管理業務協定書に定めるところによります。

9 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までとします。

10 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項の配布

配布期間：令和4年8月15日(月)から

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和4年8月15日(月)から令和4年8月21日(日)まで（必着）

質問書(様式任意)に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、電子メール又はファクスにより、担当課まで送付してください。なお、電話での照会には応じられません。

イ 受付時間：9時から17時まで（持参の場合）

ウ 回答

質問の要旨及び回答は、令和4年8月22日(月)までに、中央区のホームページに掲載します。また、当該内容は、令和4年9月21日(水)まで、担当課において閲覧することができます。

きます。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

(3) 申込み

- ア 申込期間：令和4年8月22日(月)から令和4年9月21日(水)まで
：9時から17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

申込書類は、必ず持参により担当課に提出してください。郵送による受付はいたしません。

- イ 提出部数：10部（正本1部、副本9部。副本は複写可。）

(4) 問い合わせ先・申込書類の提出先

〒060-8612 札幌市中央区大通西2丁目9

札幌市中央区役所市民部地域振興課(中央区役所仮庁舎4階) 担当：安達、奥山

Tel 011-205-3221 Fax 011-218-0560

電子メールアドレス：ch.shinkokatsudou@city.sapporo.jp

(5) その他

- ア 申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く。）。
- イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、内容に疑義がある場合は、調査、確認する場合がありますので、協力してください。
- ウ 申込者が本件の応募に関し、札幌市中央区民センター等指定管理者選定委員会の委員その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
- エ 札幌市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- オ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- カ 申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、札幌市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は申込書類の著作権を無償で使用できることとします。
- キ 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ク 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ケ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。
- コ 現在管理を行っている団体の管理運営に関する情報については、行政情報課（札幌市役所2階）の市政刊行物コーナーで閲覧することができます。

11 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方法

札幌市中央区民センター等指定管理者選定委員会において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。選定に当たり、令和4年10月中旬までに選定委員会による面接等を予定しています。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和4年11月上旬までに申込者全員に文書で通知します。また、令和4年11月下旬までに札幌市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求又

は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく訴えの提起をすることができません。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和4年11月下旬に招集予定の令和4年第4回札幌市議会定例会の議決を経て行います。市議会で否決された場合には、指定管理者として指定を受けられないことになります。また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が札幌市の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、札幌市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、グループで応募した団体が指定管理者となった場合には、当該損害について、グループ全体として連帯して賠償するものとします。

12 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、札幌市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、札幌市との間で協定を締結することになります。

なお、提案のあった事業の実施及び具体的な業務内容については、協定の協議において定めるものであり、また、自主事業の実施にあたっては、札幌市の承認を得る必要があるとともに、行政財産の目的外使用として使用許可を受ける必要がある場合がありますので留意してください。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 札幌市が支払うべき管理費用に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 指定管理者が管理物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- ク 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ケ 情報公開に関する事項（情報公開条例第22条の2参照）
- コ 行政手続条例の適用に関する事項
- サ 暴力団の排除の推進に関する条例の適用に関する事項
- シ 札幌市オンブズマンから調査の協力依頼があった場合の協力義務
- ス 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- セ 施設内での事故発生時の対応、札幌市への報告等に関する事項
- ソ 指定管理者が札幌市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- タ リスク分担に関する事項

- チ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備に関する事項
- ツ 原状回復及び業務の引継ぎに関する事項
- テ 協定の改定に関する事項
- ト 札幌市旭山公園通地区センターの管理運営にあたり札幌市と指定管理者、その他により協議を行う運営協議会の設置に関する事項
- ナ 裁判管轄に関する事項
- ニ その他札幌市が必要と認める事項

13 参考資料

- (1) 施設平面図等（資料 1）
- (2) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）（資料 2）
- (3) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱（資料 3）
- (4) 指定管理者制度に関する運用ガイドライン（資料 4）
- (5) 札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）（資料 5）
- (6) 札幌市区民センター条例施行規則（昭和 49 年規則第 2 号）（資料 6）
- (7) 札幌市区民センター等使用承認取扱要領（資料 7）
- (8) 札幌市図書館条例（昭和 25 年条例第 20 号）（資料 8）
- (9) 札幌市図書館条例施行規則（平成 3 年教育委員会規則第 5 号）（資料 9）
- (10) 札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）（資料 10）
- (11) 札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）（資料 11）
- (12) 札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）（資料 12）
- (13) 札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）（資料 13）
- (14) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（資料 14）
- (15) 暴力団の排除に係る照会事務マニュアル（資料 15）
- (16) 環境方針、札幌市環境マネジメントシステム実施要綱及び札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル（資料 16）
- (17) 「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）（資料 17）
- (18) 「札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱」（資料 18）
- (19) 札幌市区民センター等ロビー使用基準（資料 19）
- (20) 使用許可に係る審査基準（資料 20）
- (21) 札幌市中央区民センター等指定管理者選定委員会委員名簿（資料 21）

14 その他

- (1) 指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕のため施設を休館する場合があります。改修・修繕計画については札幌市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度札幌市より協議を申し入れることとします。
- (2) 応募の申込以降、指定期間終了（令和 10 年 3 月 31 日）までに申込団体の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前にお問い合わせください。
- (3) なお、札幌市旭山公園通地区センターは指定避難所に指定されていることから、「札幌市旭

山公園通地区センター管理業務協定書」とは別に、避難所の運営に関する協定の締結に関する協議を求めることがあります。

旭山公園通地区センター 札幌市が支払う管理費用(上限額)の積算内訳

【単位:千円】

区 分		金 額	備 考
支出	人件費	21,438	給料手当、賃金、共済費(社会保険等)
	報償費	361	
	需用費	1,337	事務用品、消耗品(蛍光灯等)、図書室新聞雑誌、図書室消耗品、印刷物作成など
	光熱水費	3,518	
	修繕費	536	
	役務費	372	電話、ファクス、インターネット通信料(プロバイダ料を含む。)、郵便料金など
	委託料	4,212	物的管理経費(清掃、警備、設備運転保守管理)など
	使用料及び賃借料	171	
	その他経費	424	備品購入費、旅費など
	支出計(A)	32,368	
消費税(B)	初年度 $A \times 0.1$	3,237	
収入	利用料金収入	11,320	令和5年度から令和9年度まで同額
	講座等収入	710	令和5年度から令和9年度まで同額
	収入計(C)	12,030	
管理費用	$A+B-C$	23,574	札幌市が支払う管理費用の金額(上限額)(※)

※ 初年度(令和5年度)の金額

※ $A+B-C$ により算出された金額について千円未満切捨

申 込 書

令和 年 月 日

札幌市長 様

法人・団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____ 印

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。
記

1. 施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設の所在地	

2. 提出書類

- ☐ 法人登記簿の謄本（法人）
- ☐ 団体の規約及び構成員名簿（法人格の無い団体）
- ☐ 代表者の「身分証明書」（法人格の無い団体）
- ☐ 代表者の「登記されていないことの証明書」（法人格の無い団体）
- ☐ 申込資格に係る申立書（様式2）
- ☐ 札幌市税の納税証明書（指名願用で、募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）
又は札幌市税の納税義務がない旨を記載した申立書（様式2）
- ☐ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は法人税、消費税及び地方消費税の納税義務がない旨を記載した申立書（様式2）
- ☐ 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2－1）
- ☐ 管理業務の計画書（様式3）
- ☐ 運営事業計画書（様式4）
- ☐ 管理に係る収支計画書（様式5）
- ☐ 団体の前三事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の前三事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の財務指標を説明する書類（様式6）又は申立書
- ☐ 団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の事業報告書又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ☐ ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組（様式7）
- ☐ 自主事業の実施計画書（※必要な場合）
- ☐ その他

※ 提出書類にレ点を記入すること。

3. 担当者連絡先

(メールアドレス: _____)

グループ応募構成書

令和 年 月 日

札幌市長 様

申請施設名	
-------	--

・代表団体

法人・団体名

住 所

代 表 者 名 印

連絡先電話番号： 担当者

・構成団体

法人・団体名

住 所

代 表 者 名 印

連絡先電話番号： 担当者

・構成団体

法人・団体名

住 所

代 表 者 名 印

連絡先電話番号： 担当者

・構成団体

法人・団体名

住 所

代 表 者 名 印

連絡先電話番号： 担当者

※ 記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿

年 月 日

札幌市長様

所在地
申請者 名称
代表者名 印

申請者及び申請者の役員等は、下記のことを誓約します。
なお、本誓約書の内容及び役員等名簿について、札幌市が北海道警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日号外法第77条。以下「法律」という)第2条第2号に規定されている暴力団ではありません。
- 2 申請者は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年2月26日条例第6条。以下「条例」という)第7条第1項に規定されている暴力団関係事業者ではありません。
- 3 申請者が、次のいずれかに該当した場合には、本指定管理者の申請を取り下げます。
 - (1) 法律第2条第2号に規定されている暴力団であった場合
 - (2) 条例第7条第1項に規定されている暴力団関係事業者であった場合
- 4 申請者が、指定を受けた後に、3の(1)、(2)のいずれかに該当した場合には、本指定の辞退を行います。
- 5 3又は4に該当する場合、貴市に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

【備考】

「暴力団関係事業者」とは、暴力団員が「実質的に経営を支配する事業者」、「その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者」をいう。

- (1)「暴力団員が実質的に経営を支配する事業者」
 - 個人又は役員等が、暴力団員である事業者
 - 個人又は役員等が、暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者
- (2)「その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者」
 - 個人又は役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしている事業者
 - 個人又は役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
 - 個人又は役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
 - 個人又は役員等が、暴力団であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている事業者

申請者(法人)名			
役員等名簿(代表者についても記入してください。)			
(フリガナ) 氏 名	生年月日 役職名	住 所	性別
()		〒 —	
()		〒 —	
()		〒 —	
()		〒 —	
()		〒 —	
()		〒 —	
()		〒 —	
()		〒 —	
()		〒 —	
()		〒 —	

【備考】1 当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む)について記入してください。

2 複数の団体により構成されたグループ(共同企業体等の連合体)により、指定管理者の申請を行う場合は、団体ごとに本様式を記載してください。

※ 記入上の留意点

- 外国人で日本名もある場合は、各ター列に入力すること。
- アルファベット氏名は、アルファベットとカタカナとを併記すること。

申込資格に係る申立書

令和 年 月 日

札幌市長 様

法人・団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____ 印

札幌市 センターの指定管理者の募集に係る申込資格について、下記の
とおり申し立てます。

記

- ☐ 申込資格2（2）ウに該当しない。
- ☐ 申込資格2（2）エに該当しない。
- ☐ 申込資格2（2）オに該当しない。
- ☐ 申込資格2（2）カに該当しない。
- ☐ 申込資格2（2）キに該当しない。
- ☐ 申込資格2（2）クに該当しない。
- ☐ 申込資格2（2）ケの徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合、猶予を受けていない税目を滞納していない。
- ☐ 申込資格2（2）サに該当しない。
- ☐ 札幌市税の納税義務がない。
- ☐ 法人税の納税義務がない。
- ☐ 消費税及び地方消費税の納税義務がない。

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

様式 3

管理業務の計画書

施設名	
法人・団体名	

1 利用の公平・公正の確保について

公の施設である当施設利用の公平・公正の確保に対する方針と、その取組項目（講座・貸室・ロビー・掲示板など）について、具体的にご記入ください。

--

2 施設の効用の最大化について

1 地域住民のコミュニティ活動助長と生涯学習の普及振興を目的とする当施設をどのように管理運営していく方針ですか。その基本方針をご記入ください。

--

2 施設の利用を促進するための方針及び利用率向上に関する取組について、具体的にご記入ください。

3 運営事業計画について、ご記入ください。

別添「運営事業計画書」（様式4の1、4の2及び4の3）に具体的にご記入ください。

4 施設の運営に当たり、まちづくりセンター、まちづくり協議会や町内会などの地域の団体、他団体、他の施設の指定管理者などとの連携をどのように行い、どのような成果を目標としますか。具体的にご記入ください。

5 区内または市内の団体・企業であること等に対する評価を行いますので、以下の項目についてご記入ください。

(1) 区内または市内に本拠地、本部、本社がある団体・企業ですか。

(☐ : 該当 (区内)、☐ : 該当 (市内)、☐ : 非該当)

※ 支部、支社、営業所は非該当になります。

(2) 団体を構成する組織に地域住民団体が入っていますか。 (☐ : 該当、☐ : 非該当)

※ 「地域住民団体」とは：町内会、子ども会、老人クラブなど、地域住民による地域活動を目的として構成された団体をいいます。

※ 団体の組織図を添付してください。

(3) 市内の地域活動への継続した貢献実績がありますか。 (☐ : 該当、☐ : 非該当)

※ 貢献実績をご記入ください。(例：地域のイベントへの参加、協力、寄附など)

6 施設の設置目的である「地域住民のコミュニティ活動の助長」を効果的に発揮するため、施設の運営を通じて、「まちづくり活動への参加意欲の醸成」または「まちづくり活動の担い手の育成」にどのように貢献することができますか。具体的にご記入ください。

7 「地域社会の絆の強化」について、施設の運営を通じてどのように貢献することができますか。具体的にご記入ください（例：地域とのネットワークづくりや、災害時における避難所運営に向けた対応など）。

8 運営協議会設置の方針(運営に当たっての基本的な考え方、想定する参加者、運営のサイクル等)を具体的にご記入ください。

9 地域住民（利用者）の声の把握とその声を反映する仕組みについて、どのような体制を考えていますか。具体的にご記入ください。※その場合のセルフモニタリングの実施方法と利用者アンケートにおける利用者満足度の目標値を示してください。

10 利用者から寄せられた苦情に対し、どのように対応されるつもりですか。対応方法、責任体制、市への報告など、具体的にご記入ください。

11 市税を投入して建設・運営する施設の管理者として、利用料金から得られる利益の一部を市民に還元するとするならば、どのようなことができますか。具体的にご記入ください。

3 市内の雇用安定への寄与について

1 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の活用計画をご記入ください。

2 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、再委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組方針・今後の取組予定をご記入ください。

3 職員の雇用環境の維持向上に向けた取組の基本的な考え方、取組内容をご記入ください。特に、労働関係法令遵守に向けた対応やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員の雇用環境等を向上させることで市民サービスの向上等に結び付く具体的な取組があれば積極的にアピールしてください。なお、ワーク・ライフ・バランスの推進の取組については、様式7にある取組を実施する場合は、該当する取組に○を付けてください。

4 安定した施設管理について

1 類似業務（貸室事業、住民を対象とした講座事業、文化展・スポーツ大会等のコミュニティ事業）の実績がある場合、その内容と実施期間についてご記入ください。実績がない場合には「該当なし」とご記入ください。

※ 類似業務とは、次の3事業をいいます。

- ・貸室事業：収容人数100人以上のホール及び定員10名以上の貸室が対象
- ・住民を対象とした講座事業：年間で5科目・20回以上の講座が対象
- ・住民を対象とした文化展、スポーツ大会等のコミュニティ事業：年間2回以上の事業が対象

施設名及び所在地	事業又は活動の内容	実施期間

※「類似の業務（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類」があれば、添付してください。

2 当施設における組織体制（職位、職種、人数）について具体的に図解してください。また、上部組織等（連合体を含む。）がある場合は、上部組織等における当施設の組織の位置について別に図解してください。

3 職員の配置計画、勤務形態について具体的にご記入ください。

職員配置の場所	曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員	パート職員	その他
事務室	月～金	～			
	土	～			
	日	～			
	祝日	～			
図書室	月～金	～			
	土	～			
	日	～			
	祝日	～			

(1) 常勤職員

担当する業務	人数	勤務条件

※常勤職員とは、概ね1日8時間、週40時間程度勤務する年間を通して働く職員を言います。

(2) パート職員

担当する業務	人数	勤務条件

※ここでのパート職員とは、常勤職員より勤務時間が短く、年間を通して働く職員を言います。

(3) その他の職員

担当する業務	人数	勤務条件

※ここでのその他の職員とは、上記の常勤職員及びパート職員以外の短期雇用の職員を言います。

※ 勤務条件欄には「労働契約の期間」「始業及び終業の時刻」「所定労働時間を超える労働の有無」「休憩時間」「休日」「休暇」「賃金の決定、計算及び支払の方法」「退職」「社会保険等の加入状況」をご記入ください。

※ 労働関係法令の遵守は必須となります。

※ なお、非正規職員から正規職員への転換に向けた職員雇用方針とその取組があれば、その他の欄に記載し積極的にアピールしてください。

勤務条件の内容

職 種	常勤職員、パート職員、その他の職員
契 約 期 間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績・態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ）
従 事 す る 業 務 の 内 容	
始業・終業 の時刻	始業 時 分 ～ 終業 時 分
休憩時間	休憩時間（ ）分
所定時間外 労働の有無	所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休 日	・定例日；毎週（ ）曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり（ ）日、その他（ ）
休 暇	1 年次有給休暇 雇入れの日から6か月継続勤務した場合→（ ）日 雇入れの日継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有,無） →（ ）か月経過で（ ）日 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）
賃 金	1 基本給 イ 月給（ ）円）、 ロ 日給（ ）円） ハ 時間給（ ）円） ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ホ その他（ ）円） ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当及び賞与の額及び計算方法 イ（ ）手当 円 /計算方法：（ ） ロ（ ）手当 円 /計算方法：（ ） ハ（ ）手当 円 /計算方法：（ ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 月 60 時間以内（ ）％、 月 60 時間超 （ ）％ 所定超（ ）％、 ロ 休日 法定休日（ ）％、法定外休日（ ）％、 ハ 深夜（ ）％ 4 賃金締切日 毎月 日 5 賃金支払日 毎月 日 6 賃金の支払方法

6 防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的にご記入ください。

7 当施設の運営に当たり、札幌市の「環境方針」（募集要項資料 17）に基づく環境保全行動への取組について、計画があればご記入ください。

8 管理業務の仕様書に示す「施設、設備等の維持に関する管理」業務の具体的な実施要領（第三者への委託を含む）、年度別の実施計画を示してください。

特に、安全性や市民サービスの向上、管理運営経費の節減に結びつく工夫の内容について、積極的にアピールしてください。

※記載欄が足りない場合は、枠の大きさを任意に調整又は別紙として添付してください。

運営事業計画書（令和 年度）

1 区民講座について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象	事業予算額				
				②募集人員	総経費	収入		支出	
				③1人当参加費		参加費	その他	講師謝金	その他

運営事業計画書（令和 年度）

2 地域住民の交流等を目的とした事業について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	①募集対象	事業予算額				
				②募集人員	総経費	収入		支出	
				③1人当参加費		参加費	その他	講師謝金	その他

運営事業計画書（令和 年度）

3 地域の憩いの場づくり施設活用事業（無料）について

事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	その他

※令和5～9年度の計画を各年度ごとにご記入ください。
※各事業については、管理業務仕様書「3 事業の計画及び実施に関する業務」を参照してください。
※表の枠が不足する場合は、ページを追加してご記入ください。

管 理 に 係 る 収 支 計 画 書

法人・団体名 _____

1. 収支計画に関する基本方針
指定期間中の収支について、基本的な考え方、収入増加及び経費節減への具体的な取組について具体的に示してください。
2. 指定期間中の収支計画
様式 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5 のとおり
3. 自主事業による利益の取扱いについて
自主事業により大幅な利益が発生した場合の取扱いについて、利益の額の算定及び還元の方法について提案してください。

管理に係る収支計画書(様式5-1 指定期間全体)

法人・団体名

(単位:千円)

科目			令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		計		説明等
			指定管理 業務	自主事業	指定管理 業務	自主事業	指定管理 業務	自主事業	指定管理 業務	自主事業	指定管理 業務	自主事業	指定管理 業務	自主事業	
収入	指定管理費												0		
	利用料金収入												0		
	その他収入												0	0	
	収入計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出	管理費	人件費											0	0	
		物件費											0	0	
	事業費	人件費											0	0	
		物件費											0	0	
	支出計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
利益等	収支		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	利益還元													0	
	法人税等													0	
	当期純利益			0		0		0		0		0		0	

※ 税込みで記載してください。

※ 「その他収入」については、「説明等」の欄に当該収入に係る事業名を明記してください。

※ 「法人税等」には、法人税、住民税、事業税等の支払見込額を記載してください。

※ 令和5年度以降の収支に変化が生じる見込みの場合には、説明等欄にその考え方を示して下さい。

管理に係る収支計画書(様式5-2 令和 年度)

法人・団体名

	科目	指定管理業務			自主事業			計
		管理費	事業費	小計	〇〇事業	〇〇事業	小計	
収入	指定管理費							0
	利用料金収入							0
	その他収入							0
	収入計			0	0	0	0	0
支出	人件費			0			0	0
	旅費・交通費			0			0	0
	光熱水費			0			0	0
	通信運搬費			0			0	0
	租税公課			0			0	0
	広告宣伝費			0			0	0
	保険料			0			0	0
	賃借料			0			0	0
	修繕費			0			0	0
	消耗品費			0			0	0
	備品費			0			0	0
	印刷製本費			0			0	0
	諸謝金			0			0	0
	委託費			0			0	0
	支払手数料			0			0	0
	行政財産目的外使用料			0			0	0
	その他()			0			0	0
	支出計	0	0	0	0	0	0	0
利益等	収支			0	0	0	0	0
	利益還元						0	0
	法人税等							
	当期純利益							0

- ※ それぞれの項欄について、必要に応じて小区分を設定しても構いません。
- ※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。
- ※ 税込みで記載してください(以下、様式5-3から5-5まで同じ)。
- ※ 「利益還元」の項には、利益のうち還元額を記載してください。
- ※ 様式5-3から5-5までにより積算内容を記載してください。

収支計画書の積算根拠(収入)(様式5-3)

1.利用料金収入

単位:千円

区分	単位	利用料金 (単価)	利用回数 (見込み)	収入額 (見込み)	算出根拠等 (料金設定、利用回数設定についての考え方等)
〇〇室	午前				
	午後				
	夜間				
	全日				
	計		0	0	
〇〇室	午前				
	午後				
	夜間				
	全日				
	計		0	0	
〇〇室	午前				
	午後				
	夜間				
	全日				
	計		0	0	
〇〇室	午前				
	午後				
	夜間				
	全日				
	計		0	0	
〇〇室	午前				
	午後				
	夜間				
	全日				
	計		0	0	
合計				0	

※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 税込で記載してください。

2.その他の収入

単位:千円

項目	事業名	収入額 (見込み)	摘要
指定管理 業務			
	指定管理業務収入計	0	
自主事業			
	自主事業収入計	0	
合計		0	

※ 項目毎に、事業単位で記載してください。

※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 自主事業において札幌市その他の機関や団体からの補助金の交付を受ける予定がある場合には、「摘要」欄に補助金の交付元名、補助事業名、補助率等を簡潔に記載してください。

収支計画書の積算根拠(支出・人件費)(様式5-4)

1 指定管理業務

単位:千円

[illegible]

- ※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。
 - ※ 「雇用形態」欄は、以下の基準により区分した形態を記載してください。
 - ・正規職員：雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者などを除いた、いわゆる正社（職）員
 - ・パート、アルバイト：正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない職員
 - ・契約職員：特定職種に従事し、雇用期間を定めて契約する職員（「パート、アルバイト」に属する職員を除く）
 - ・嘱託職員：団体の定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する職員
 - ・その他：上記以外の職員（他団体から出向・派遣等されている職員等）。なお、雇用形態による判別が困難である場合には「その他」に分類してください。
 - ※ 管理費・事業費双方に該当する場合には、業務の従事割合に応じて按分した額をそれぞれに記載してください。
 - ※ 配置部署において指定管理業務を担当している場合、「備考」欄に当該事業名を記載してください。
 - ※ 時給（最低）欄には、当該行で記載された職員の1時間当たりの給与（賃金）のうち、最低の額を記載してください。
1時間あたりの賃金は、厚生労働省が示す「最低賃金額以上かどうかを確認する方法」に基づき算出された1時間あたりの賃金とします。
 - ※ 最低時給額欄（太枠）には記入した全ての時給額のうち最も低い時給額を記入してください。
 - ※ 給与が月給払いの場合についても、時給換算額を必ず入力してください。

単位:千円

最低時給額	
-------	--

- ※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。
 - ※ 「雇用形態」欄は、以下の基準により区分した形態を記載してください。
 - ・正規職員：雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者などを除いた、いわゆる正社(職)員
 - ・パート、アルバイト：正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間が1か月を超えるか、又は定めがない職員
 - ・契約職員：特定職種に従事し、雇用期間を定めて契約する職員(「パート、アルバイト」に属する職員を除く)
 - ・嘱託職員：団体の定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、雇用する職員
 - ・その他：上記以外の職員(他団体から出向・派遣等されている職員等)。なお、雇用形態による判別が困難である場合には「その他」に分類してください。
 - ※ 管理費・事業費双方に該当する場合には、業務の従事割合に応じて按分した額をそれぞれに記載してください。
 - ※ 配置部署において指定管理業務を担当している場合、「備考」欄に当該事業名を記載してください。
 - ※ 時給(最低)欄には、当該行で記載された職員の1時間当たりの給与(賃金)のうち、最低の額を記載してください。
1時間あたりの賃金は、厚生労働省が示す「最低賃金額以上かどうかを確認する方法」に基づき算出された1時間あたりの賃金とします。
 - ※ 最低時給額欄(太枠)には記入した全ての時給額のうち最も低い時給額を記入してください。
 - ※ 給与が月給払いの場合についても、時給換算額を必ず入力してください。

収支計算書の積算根拠(支出・物件費)(様式5-5)

単位:千円

1 指定管理業務

科目	支出額(見込み)		摘要
	管理費	事業費	
旅費・交通費			
光熱水費			
通信運搬費			
租税公課			
広告宣伝費			
保険料			
賃借料			
修繕費			
消耗品費			
備品費			
印刷製本費			
諸謝金			
委託費			
支払手数料			
行政財産目的外使用料			
その他()			
計	0	0	

※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 「摘要」欄には支出見込額の算出根拠を記載してください。

単位:千円

2 自主事業

科目	支出額(見込み)		摘要
	管理費	事業費	
旅費・交通費			
光熱水費			
通信運搬費			
租税公課			
広告宣伝費			
保険料			
賃借料			
修繕費			
消耗品費			
備品費			
印刷製本費			
諸謝金			
委託費			
支払手数料			
行政財産目的外使用料			
その他()			
計	0	0	

※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。

※ 「摘要」欄には支出見込額の算出根拠を記載してください。

財務指標説明書(様式6)

法人・団体名

財務指標及び算定式	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	説明等
1. 売上高総利益率 売上総利益÷売上高×100 (%)				
2. 売上高営業利益率 営業利益÷売上高×100(%)				
3. 売上高経常利益率 経常利益÷売上高×100(%)				
4. 総資本回転率 売上高÷総資本 (回)				
5. 総資本経常利益率 売上高経常利益率×総資本 回転率				
6. 流動比率 流動資産÷流動負債×100 (%)				
7. 自己資本比率 自己資本÷総資本×100(%)				
8. 売上高有利子負債比率 有利子負債÷売上高×100 (%)				

※各指標の変化に関する説明、同業他社と比較した客観的データ等に基づく財務の健全性に関するアピール等があれば、説明欄に記入してください。

※株式会社以外の団体については、それぞれの団体が準拠すべき会計基準等(公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準等)により読み替えて、上記の表の3から7までを記載してください(下記の例を参照)。

売上高 → (公益法人)経常収益、(社会福祉法人)事業活動収入

経常利益 → (公益法人)当期経常増減額、(社会福祉法人)経常収支差額

総資本 → 資産

自己資本 → (公益法人)正味財産、(社会福祉法人)純資産

ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組

I 従業員の多様な働き方・生き方の選択を可能にする取組

1 従業員への配慮	取組項目
1 時間単位での有給休暇が取得できる	
2 フレックスタイムによる勤務ができる	
3 短時間勤務や始業・終業時刻の繰上げ・繰下げによる勤務ができる	
4 テレワークなど在宅勤務ができる	
5 法定どおり又はそれ以上の育児・介護休業が取得できる	
6 妊娠期間中や子育て期間中に必要に応じて取得できる休暇や勤務時間の短縮制度がある	
7 男性の育児休業や育児休暇の取得しやすい取組を行っている	
8 家族の育児・介護が必要な従業員に手当などの経済的な支援制度がある	
9 育児休業中も職場の情報提供や能力開発の機会があるなど、職場復帰しやすい取組を実施する	
10 事業所内保育所を設置しているか、保育施設利用の補助がある	
独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
11	

2 制度を利用しやすい職場環境の整備	取組項目
1 制度を利用しやすい職場環境づくりのため、管理監督者に対する意識啓発を行う	
2 従業員に休暇や保障などの制度に関する情報を積極的に提供している	
3 従業員が働き方や制度に関する相談ができるサポート体制がある	
4 (育児・介護休業法に基づき) 職業家庭両立推進者を選任している (北海道労働局へ届出している)	
独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
5	

3 男女ともに働きやすい職場づくり	取組項目
1 人事配置、昇任、昇格は、性別ではなく、従業員それぞれの能力に応じて行う	
2 結婚や出産が、昇任、昇格のうえで妨げにならないように配慮する	
3 従業員からのヒアリングや自己申告制度により、勤務時間や勤務地などについて配慮している	
4 セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のため対策を行っている	
5 仕事をするうえでの悩みやメンタルヘルスについて相談できる体制がある	
6 職場環境の改善について、従業員の要望や意見を受け入れる体制がある	
7 自己啓発やキャリア・アップ、スキル・アップのための学習の機会がある	
8 従業員の地域活動への積極的な参加を支援・奨励し、活動に必要な休暇を取得できる	
9 (男女雇用機会均等法) 機会均等推進責任者を選任している (北海道労働局に届出している)	
独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
10	

4 女性の活躍の推進		取組項目
1	女性の活躍推進に関する理念や方針を掲げ、社内外へ積極的に周知している	
2	女性の採用や応募を促すための取組を行っている	
3	過去5年間に新たに女性を配置した部署や職域がある	
4	新たな職域に配置する際に教育訓練を行っている	
5	モデルとなる女性を社内報などで紹介している	
6	女性従業員間のネットワークづくりを推進している	
7	固定的性別役割分担意識の解消に関する研修を実施している	
	独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
8		

5 その他(従業員以外の)育児、介護、地域活動、職業能力の形成等を支える社会基盤整備への貢献		取組項目
1	さっぽろ市民子育て支援宣言を行っている	
2	託児室・授乳コーナーなどの設置により子育てバリアフリーを推進する	
3	自社の専門技術や知識を生かして地域活動に協力したり、社員が地域行事に参加する	
4	事業所が、一般市民向けの地域貢献活動を行っている	
5	小・中・高校などからの、見学や職業体験の希望などを受け入れている	
	独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
6		

Ⅱ 健康で豊かな生活のための時間の確保

1 長時間労働の抑制	取組項目
1 業務簡素化や要員配置の見直しなどを行い、業務処理体制を改善する	
2 事業の繁閑に合わせた始業・終業時刻の繰上げ・繰下げによる勤務ができる	
3 ノー残業デーを実施する	
4 長時間労働をしている従業員の実態を把握し見直し検討をする	
独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
5	

2 休暇の取得促進	取組項目
1 ゴールデンウィーク、夏休み、年末年始等、連続休暇の取得を促進する	
2 休暇計画の実行状況をチェックし、取得の進まない従業員には取得勧奨する	
3 未取得の年次有給休暇を積み立てることができる	
4 個人別及び職場全体の有給休暇取得カレンダーを作成・周知する	
5 休暇取得の低調な職場の管理監督者へ通知及び取得勧奨する	
6 管理監督者が率先して休暇を取得する	
独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
7	

3 業務体制の見直し	取組項目
1 業務体制の見直しにより、業務処理を効率化する	
2 従業員の不在の間のバックアップ、業務引継ぎ体制を決めておく	
3 休暇取得者の業務をカバーできるよう、従業員の多能化、情報の共有化を図る	
独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
4	

Ⅲ 就労による経済的自立の促進

1 若年者やパート労働者等の就労に対する配慮	取組項目
1 就労形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発機会が確保されている	
2 インターンシップやトライアル雇用に協力する	
3 採用にあたって職業経験にこだわることなく、人物本位に適性や能力を正に評価する	
4 意欲と能力に応じて、パート労働者等が正規雇用となる制度や取組がある	
5 (パートタイム労働法に基づき) 短時間雇用管理者を選任している (北海道労働局に届出している)	
独自の取組がありましたら、具体的な取り組み内容を次に記載してください	
6	